

苫小牧工業高等専門学校不動産管理取扱規則

規則第83号

制 定 平成21年4月1日

一部改正 平成28年3月16日

一部改正 平成30年2月22日

(目的)

第1条 この規則は、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）に所属する不動産の管理及び処分（以下「管理等」という。）の適正を期し、本校の教育研究の円滑な実施を確保することを目的とする。

2 本校所属の不動産の管理等については、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産管理規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第38号）、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産貸付事務取扱要領（平成21年2月26日付け理事長裁定）及びこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(総括管理者等)

第2条 校長は、本校所属の不動産に関する事務を総括する。

2 本校に不動産管理役を置き、事務部長をもって充てる。

3 不動産管理役は、校長を補佐し、不動産に関する事務の総括について企画し、その実施の任に当たる。

(管理者)

第3条 総務課長は、不動産管理役の指揮監督のもとに管理者として本校所属の不動産の管理等に関する事務を処理する。

2 管理者が不在の場合は、不動産管理役又は不動産管理役の指定する者が管理者に代ってその事務を代行する。

(監守)

第4条 校長は、本校所属の不動産について、不動産管理役の下に監守区域及び不動産供用責任者（以下「供用責任者」という。）を定め、その所属する資産を監守させる。

2 校長は、供用責任者の事務を補助させるため不動産補助供用責任者（以下「補助供用責任者」という。）を定める。

3 監守区域及び供用責任者、補助供用責任者は、別表（不動産供用責任者及び不動産補助供用責任者）に掲げる基準により定める。

4 前項の監守区域における火災防止の措置、その他監守の方法等を明らかにした不動産監守計画は、別に定める。

(供用責任者の責務)

第5条 供用責任者は、不動産管理役の指揮監督を受け、その担当する不動産の監守に関し、次の各号に掲げる事項を行う。

一 不動産の利用状況の点検

- 二 火気使用箇所及びその周辺の火災防止措置の徹底
- 三 実験室，燃料庫等における危険薬品，燃料等の管理状況の点検
- 四 電気及びガスの器具の管理状況の点検
- 五 消火器具の点検
- 六 防火用水の点検
- 七 避雷装置の点検
- 八 屋根及び樋のき損状況の点検
- 九 排水施設の点検
- 十 土地の境界標その他標識類の点検
- 十一 その他監守上必要と認める事項

(供用責任者等の報告)

第6条 供用責任者又は補助供用責任者は，その担当する不動産の状況について異状を認めた場合，又は改善を要する事項が生じたときは，不動産監守報告書（別紙第1号様式）により速やかに校長に報告しなければならない。

(職員，学生等の義務)

第7条 職員及び学生並びに本校所属の不動産の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は，本校の規則を遵守するとともに，校長，不動産管理役及び管理者において資産の管理上必要な事項を指示したときは，その指示に従わなければならない。

(目的内の使用)

第8条 不動産管理役は，職員及び学生が本校所属の不動産をその本来の用途，又は目的に従って効率的に使用することができるよう，必要な使用調整を行うものとする。

(掲示)

第9条 不動産管理役は，指定の掲示板以外の施設，その他の物件に掲示を行わせてはならない。ただし，特別の理由があり，やむを得ないと認めたときはこの限りでない。

2 次の各号に掲げる掲示物の掲示は許可しない。

- 一 宗教（的）活動に関するもの
- 二 営利に関するもの（職員及び学生の福利厚生のために行う場合を除く。）
- 三 政治問題に関するもので，機構の政治的中立性について，疑いを抱かしめるおそれのあるもの
- 四 特定法人，法人，機関等をひぼうし，又は名誉を傷つけるもの
- 五 違法なもの，又は違法な行為をそそのかすもの
- 六 内容，形状等が品位に欠ける等，不適當であると認めるもの
- 七 掲示責任者名の記載のないもの
- 八 その他掲示を許可することが著しく不適當であると認めるもの

(校内立入りの規制)

第10条 不動産管理役は，校内において次の各号の一に該当する行為が行われるおそれがあると認めるときは，校内への立入りの規制を行うとともに，これらの行為が行われ

た場合 においては、校内からの退去を命ずるものとする。

- 一 職員及び学生等に面会を強要すること。
- 二 銃器、凶器、爆発物その他危険物を持ち込み、又は持ち込もうとすること。
- 三 建物、立木、工作物及びその他施設や器具を汚染し、若しくは破損し、又はこれらの行為の準備をしようとする事。
- 四 本校の正常な運営に支障を生ずるおそれがあると認められる文書、図面等を配布し、若しくは掲示し、又はこれらの行為の準備をしようとする事。
- 五 多数集合し、放歌高唱し（拡声器を使用する場合を含む。）若しくはねり歩き、又はそのための準備をしようとする事。
- 六 すわり込み、その他通行の妨害になるような行為をし、又はそのための準備をすること。
- 七 その他校内の秩序を乱し、若しくは職員及び学生の安全をおびやかすような行為をし、又はこれらの行為の準備をしようとする事。

（倉庫等の出入禁止）

第16条 不動産管理役は、倉庫、車庫、電話交換機室、警備員室、変電室、ボイラー室、実習工場等について、関係者以外の出入りを禁止するとともに、適当な指示を行う等して、そのことを職員、学生及び校内に出入りする者に周知徹底させなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、苫小牧工業高等専門学校施設管理規則（昭和57年3月8日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条第3項）

不動産供用責任者及び不動産補助供用責任者指定基準

監 守 区 域	不動産供用責任者	不動産補助供用責任者
土地及び立木竹	総務課長	施設管理係長
A棟（講義棟） 研究室，実験室等	系長	担当教員
B棟（管理棟） 研究室，実験室等 総務課関係事務室， 会議室等	〃 総務課長	〃 総務課課長補佐（総務担当） 総務係長
学生課事務室 非常勤講師室	学生課長 〃	学生課課長補佐 教務係長
C棟（電気棟） 研究室，実験室等 キャリア教育センター	系長 センター長	担当教員 副センター長
D棟（機械棟） 研究室，実験室等	系長	担当教員
E棟（実習工場） 実験室，実習エリア等 技術教育支援センター	〃 センター長	担当教員又はこれに準ずる者 〃
F棟（物質棟） 研究室，実験室等	系長	担当教員
G棟（環境棟） 研究室，実験室等	〃	〃
H棟（情報棟） 研究室，実験室等	〃	〃
I棟（物質実験棟） 研究室，実験室等	〃	〃

J棟（専攻科棟） 研究室，実験室等	専攻科長	担当教員
各棟共通 講義室 廊下，便所，エレベーター， 機械室等	学生課長 総務課長	教務係長 施設管理係長
地域共同研究センター	センター長	副センター長
学術情報センター 図書館 情報処理施設	学生課長 センター長	図書係長 副センター長
鵬翔会館 1・2階，通路，階段 機械室 職員集会室	学生課長 総務課長 〃 〃	学生係長 施設管理係長 〃 人事係長
旧守衛所	〃	施設管理係長
車庫・バス車庫	〃	〃
ボイラー室・変電室，受水槽室	〃	〃
体育関係施設 体育館，武道場，アイスホッケー場， グラウンド，野球場，テニスコート， その他これらに附随する準備室等	系長	担当教員
合宿施設	学生課長	学生係長
寄宿舍	〃	寮務係長
宿舍	総務課長	入居者

別紙第1号様式（第6条関係）

不 動 産 監 守 報 告 書						
						年 月 日
校 長	事務部長	総務課長	課長補佐	担当係長	担 当 係	供用責任者等
<p>苫小牧工業高等専門学校不動産管理取扱規則第6条に基づき（異状，改善を要する）と認められるので報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>						
区 分	摘 要					
点 検 事 項	第5条 号に規定する の点検					
点 検 場 所						
異状又は改善を要すると認められる状態						
措置又は改善意見						
※ 調査・意見						

※欄は担当係において記入する